

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第50条の変遷

第50条の改正について (地方分権一括法)

～平成12年4月	平成12年4月～平成14年1月
<p>(高等学校の学区の指定)</p> <p>第50条 都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合には、通学区域について必要な調整を行うことができる。</p> <p>2 前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見を聞かなければならない。</p>	<p>(高等学校の通学区域の指定)</p> <p>第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合には、通学区域について必要な調整を行うことができる。</p> <p>2 市町村委員会は、前項に規定する通学区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。</p>

第50条の削除について

(1) 第50条の削除 (平成14年1月11日施行) に伴う付帯決議

平成13年6月13日 衆議院文部科学委員会	平成13年6月28日 参議院文教科学委員会
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議</p> <p>政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争を激化させたり、学校間格差を助長することがないように努めること。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議</p> <p>政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。</p>

(2) 文部科学省通知 (平成13年8月29日)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について (通知)」

改正の概要

規制緩和を一層推進する観点から、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除し、通学区域の設定を当該高等学校を所管する教育委員会の判断に委ねることとする。

削除の趣旨について

今回の改正 (削除) は、公立高等学校の通学区域の設定について、各教育委員会の判断に委ねることをその趣旨とするものであり、全県1学区にすることや学区を拡大することを意図するものではない。